

番号	質問箇所 書類名	ページ	項目番号	項目	質問内容	回答
1	公募型プロポーザル実施要領	5	第1章 1. 10 (2) (ウ)	計画策定業務に係る対価	「計画策定業務に関する対価は、原則として契約時に決定した金額」との記載がございますが、要求水準書において設計条件が示されておりません（「設計条件は、別途示すとおりとする。」と記載されていますが、提示されていない状況です。）。このため、現時点では見積もりを行うことが困難です。どのような建付けを想定されているのか、ご教示いただけますでしょうか。	計画策定業務は5,800万円を提案上限額として見積をお願いします。 計画策定業務においては、現在別途策定中の松尾浄化管理センター再構築計画の内容を踏まえ、当該再構築計画の内容と整合するよう、ストックマネジメント計画の中で事業を行っていくことを想定しております。当該再構築計画はR8年3月頃に提示する予定です。
2	公募型プロポーザル実施要領	5	第1章 1. 10 (3)	物価・人件費変動への対応	別記1に計画策定業務の物価変動に関する取り決めが記載されておりません。基準年（令和7年）からSM計画第III期（令和12年）までの5年間、および第IV期（令和17年）までの10年間の期間を考慮すると、設計業務委託等技術者単価の過去の変動（例：令和2年単価40,260円→令和7年単価49,570円で1.23倍、平成27年単価34,175円→令和7年単価49,570円で1.45倍）を踏まえ、計画策定業務についても物価変動を考慮いただけますようお願い申し上げます。	計画策定業務の上限金額は5,800万円とします。その前提で、必要な場合は協議とします。
3	公募型プロポーザル実施要領	15	第5章 5. 1 (4)	単独企業の場合の参加資格要件	カの「第3種電気主任技術者」については、より上位資格の第1種又は第2種電気主任技術者でも代替可能と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。上位資格に代替可能です。
4	公募型プロポーザル実施要領	16	第5章 5. 1 (5)	共同企業体の場合の参加資格要件	④共同企業体として（4）の資格要件を満たすこと。」とされておりますが、このうちエトオについては、要求水準書P7、11、12に記載の配置技術者の規定により、代表企業から配置することとされています。 この他に代表企業又は構成企業として④の記載を超えて満たさなければならない参加要件があればご教示願います。 また、①運転管理業務を複数の企業で行う場合に、代表企業又は構成企業はイーキの項目の内、最低限満たすべき項目があればご教示願います。	運転管理業務に携わる全ての構成企業（代表企業を含む）には、アの要件を満たすことを必須として求めます。また、代表企業については、上記に加えて、イとウの要件を満たすことも必須として求めます。
5	公募型プロポーザル実施要領	16	第5章 5. 1 (6)	SPCの場合の参加資格要件	「SPCでも可とする」とありますが、技術提案書審査基準においてSPCに関する具体的な記述がないことから、SPCの組成自体は評価に関係しないという理解でよろしいですか。	ご認識の通りです。応募者の構成（単独企業、JV、SPC等）は審査に影響しません。
6	公募型プロポーザル実施要領	17	第6章 6. 3	資料閲覧	「本公募への参考を検討している民間事業者に対して以下の通り施設確認及び資料閲覧の期間を設ける」と記載がありますが、別途設けている施設見学会とは別に、資料閲覧の期間中にも施設確認が可能と理解してよろしいでしょうか。	施設見学は見学会（令和8年2月頃実施予定）でのみ可能です。
7	公募型プロポーザル実施要領	17	第6章 6. 3 (1)	申込期間	資料閲覧の申し込み期限は令和7年11月24日～令和8年3月31日とありますが、実施日時は令和7年11月10日～令和8年5月15日とあります。すでに申し込みが可能で、令和8年3月31までに申し込みば、令和8年5月15日まで閲覧実施可能という理解でよろしいですか。	資料閲覧の実施日時は令和7年11月24日～令和8年5月15日の期間中で、申し込み後に、本市が調整し指定した日程において閲覧が可能です。 公募型プロポーザル実施要領に記載の実施日時を修正します。
8	公募型プロポーザル実施要領	17	第6章 6. 3 (5)	閲覧資料	閲覧が可能な資料の記載がありませんが、閲覧可能な資料についてご教示願います。	閲覧を希望する資料及び日程を所定の手続きにより提出してください。提出された要望を踏まえ、本市より閲覧可能な資料を申請者に連絡します。なお、全ての資料の閲覧ができるることをお約束するものではありません。
9	公募型プロポーザル実施要領	19	第6章 6. 4 (4) 表 6-1	参加申込時の提出書類 下水道処理施設の維持管理業務の実施実績 様式 7	業務履行実績を確認できる契約書の籠の写しを添付することありますが、実施要領15ページの（4）単独企業の場合の参加資格要件イに記載がある「レベル2.5以上の包括的運転管理業務に関する元請実績を5年以上有すること」。は、1契約だけでは5年以上ないため2契約を通算した合計年数でよろしいでしょうか。	認めます。
10	公募型プロポーザル実施要領	20	第6章 6. 6 (1)	提出期間	「令和8年2月2日（月）～令和8年2月29日（金）17時まで」とありますが、「令和8年2月2日～令和8年2月27日（金）17時まで」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。令和8年2月27日（金）が正しい日付となりますので、該当箇所の記載を修正します。
11	公募型プロポーザル実施要領	21	第6章 6. 10 (2)	提出方法	「…電子データを格納したCD-R（1枚）も併せて提出することとする。…また、電子データはPDFとして提出すること。…」と記載されています。 CD-Rに格納する電子データは、技術提案書及び添付資料のPDFデータとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
12	公募型プロポーザル実施要領	21	第6章 6. 10 (4) ア	技術提案書	技術提案書の記載順序は、同ページ、6.11 技術提案書の条件に記載されている、以下の順序との理解でよろしいですか。 (1)会社概要 (2)経営状況 (3)業務実施体制・人員配置 (4)本委託の目的と目標項目に関する提案 (5)地域への貢献 (6)本委託の個別業務に関する提案 (7)特筆事項	ご認識の通りです。インデックスなど活用し、項目ごとの区切りがわかるように工夫をしてください。
13	公募型プロポーザル実施要領	22	第6章 6. 10 (4) ア④	技術提案書	④技術提案書に付随する資料添付は、添付資料のインデックスを作成し、技術提案書の後ろに挟みこみ、1冊のファイルに綴じ込むとの理解でよろしいですか。 その際、技術提案書の本文中に、添付資料との関連性を分かりやすく記載します。	ご認識の通りです。
14	公募型プロポーザル実施要領	22	第6章 6. 10 (4) ア	技術提案書	技術提案書の文字サイズは原則として11pt以上と定められています。 本項は、文章に対する指定であり、イラストや図等については、観認出来る事を条件に、11pt以下でも良いとの理解でよろしいですか。	ご理解の通りです。
15	公募型プロポーザル実施要領	22	第6章 6. 10 (4) イ	参考見積書(様式13)	提出する参考見積書（様式13）には、様式13-1～13-4（各浄化センター内訳）も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。

番号	質問箇所 書類名	ページ	項番	項目	質問内容	回答
16	公募型プロポーザル実施要領	22	第6章 6. 1 1 (1)	会社概要	技術提案書(1)会社概要に関する作成条件として、以下の2項目に対して、記載件数10件以内、4ページ以内と定められています。 (ア) 下水道処理施設における包括的運転管理業務の受託実績 (イ) 公共下水道ストックマネジメント計画策定業務の受託実績 一方、【別紙2】技術提案書審査基準には、「実績」に関する配点が見当たりません。 各実績の件数や内容は、提出は必須だが、評価点に影響を与えないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
17	公募型プロポーザル実施要領	22	第6章 6. 1 1 (2)	経営状況	技術提案書(2)経営状況に関する作成条件として、以下の2項目が求められています。 (ア) 直近5か年の各会計年度における決算関係書類（（貸借対照表及び損益計算書） (イ) 賠償責任保険加入証明書の写し 一方、【別紙2】技術提案書審査基準には、「賠償責任保険」に関する配点が見当たりません。 賠償責任保険加入証明書の写しの提出は必須だが、評価点に影響を与えないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
18	公募型プロポーザル実施要領	22	第6章 6. 1 1 (2) (イ)	技術提案書の条件	技術提案書の条件における各表題と技術提案書審査基準の整合が取れていないと見受けられます。委託者の解釈をご教示ください。	表題と整合していない箇所も一部ありますが、提出された書類を確認し総合的に判断・審査します。また「配置予定者の経歴」等、一部は参加申込時の書類から審査します。
19	公募型プロポーザル実施要領	22	第6章 6. 1 1 (3)	業務実施体制・人員配置	本様式は、【別紙2】技術提案書審査基準の以下の項目と合致するとの理解でよろしいでしょうか。 観点：業務遂行能力・管理運営能力_体制 項目：事業者の構成(5点) 実施体制、技術者配置計画(10点) 事業の実施方針・実施体制に係る評価(10点)	ご認識の通りです。
20	公募型プロポーザル実施要領	23	第6章 6. 1 1 (7)	特筆事項	技術提案書(7)特筆事項の記載が、2ページ以内で求められています。 一方、【別紙2】技術提案書審査基準には、「特筆事項」に関する配点が見当たりません。 最も強調したい事項若しくは参加者の特徴等の記載は必須だが、評価点に影響を与えないとの理解でよろしいでしょうか。	特筆事項に関して、提出された書類を確認し総合的に判断・審査します。
21	公募型プロポーザル実施要領	24	第7章 7. 2 (2) (イ)	二次審査（提案内容審査）	「前項の確認審査を通過した参加者には個別に通知することに～」と記載がありますが、プレゼンテーションおよびヒアリングの時間についても、その通知の中で確認できるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
22	公募型プロポーザル実施要領	24	第7章 7. 2 (2) (イ)	二次審査（提案内容審査）	二次審査は、審査委員会のうち、委員長、委員（外部）、委員（内部）の全ての委員が、5月中に一次審査を通過した技術提案書類をあらかじめ評価（点数化）したうえで、6月下旬に実施予定のプレゼンテーション及びヒアリングにて必要に応じてその評価を見直して、最終的な評価とするという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
23	公募型プロポーザル実施要領	26	第8章 8. 1	提案上限額	本事業の履行方式はJV又はSPCの何れでも可能となっていますが、SPCの場合は、SPCの運営管理費用が必要になります。 提案上限金額には、当然にSPCとした場合の運営管理費用は含まれているとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	提案上限額の範囲内でSPCの事業運営をしていただくことを想定しています。
24	公募型プロポーザル実施要領	26	第8章 8. 1	提案上限金額	本事業の提案上限金額につきまして、4,217,000,000円（税抜き）とご提示いただいておりますが、各業務（統括管理業務、運転管理業務、計画策定業務）の内訳についてご教示いただけますでしょうか。	計画策定は5,800万円を上限とし、その他の項目は、提案上限金額の範囲内に見積もってください。
25	公募型プロポーザル実施要領	26	第8章 8. 1	提案上限金額	「ストックマネジメント計画策定に係る委託料は、第III期と第IV期の合算で58,000,000円（税抜き）を上限とする」と記載されておりますが、この58,000,000円（税抜き）には計画策定業務における「台帳システムの構築」の費用は含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。	含まれておりません。
26	公募型プロポーザル実施要領	26	第8章 8. 2	参考見積における留意事項	参考見積書における積算について、実績により積算対象となるものについては、要求水準書における想定に基づき算定します。 オについては、「想定流入水量と実績が乖離した場合については、費用の増減積算対象としない。」とされていますが、これは、実績の流入水量に「〇%以下の増減」があっても「労務費」については積算対象としないからそれを勘案して参考見積を作成すると理解してよいでしょうか。 また、カの薬品使用量については、「増減積算対象とする。」とされていますが、受注者の創意工夫による削減努力については減額対象とされないと理解してよいでしょうか。 ※○はガイドラインでは、5%事例多い。	オについて。ご認識の通りです。流入水量の増減による労務費の変動は清算対象外ですので、その点を勘案して参考見積を作成してください。 カについて。薬品使用量は、増加・減少のいずれも積算対象となります。しかし、「事前に」要求水準の変更提案があれば、プロフィットシェアで利益分配することも考えられます。
27	公募型プロポーザル実施要領	26	第8章 8. 2 エ	参考見積における留意事項	修繕費（計画・計画外の合算）として、毎年19,000千円（税抜き）を令和9年度から18年度まで委託費として見込むことありますが、修繕費1件当たりの上限金額が定められているかご教示願います。	修繕1件あたりの上限金額に制限はありません。
28	公募型プロポーザル実施要領	26	第8章 8. 2 キ	参考見積における留意事項	費用清算の対象となる薬品は高分子凝集剤、次亜塩素酸ナトリウム、固形塩素、ボリ硫酸第二鉄となっていますが、清缶剤、並塩も追加していただくことは可能でしょうか。	対象となる薬品は、高分子凝集剤、次亜塩素酸ナトリウム、固形塩素、ボリ硫酸第二鉄の4種のみとします。
29	公募型プロポーザル実施要領	29	第12章 1 2. チ-2 (3) イ	いずれの責めにも帰さない事由により本委託の継続が困難となった場合	イに「一定の期間内に上記アの協議が整わないときは、・・・」とありますが、発生事象にもよるものと存じますが、一定期間とはどの程度の期間を想定されておりますでしょうか。ご教示ください。	発生事象によるため具体的に提示することができません。発生事象及び協議の状況に応じて都度判断することを想定しています。
30	公募型プロポーザル実施要領	29	第12章 1 2. 2 (3) イ	いずれの責めにも帰さない事由により本委託の継続が困難となった場合	(3)イに「委託者は、本委託の契約を解除することができるものとする。」とあります。 「委託者並びに受託者は、本委託の契約を解除することができるものとする。」のように修正することは可能でしょうか。	本記載については、現状のままとします。

番号	質問箇所 書類名	ページ	項目番	項目	質問内容	回答
31	公募型プロポーザル実施要領	【別紙1】	1. 2、1. 3	(1) 採用する指標、 (2) (3) 変動の判定	<p>薬品費については、基準単価が「令和8年度の薬品単価」と記載があり、変動は対象年度（n年）と基準年度（8年）で判定するとしています。</p> <p>これに対して、運転管理業務委託料は、 1 基準単価年度の記載がありません。</p> <p>2 変動は、n年とn-1年の比較するとしています。</p> <p>①仮に、基準単価を「令和7年度電工単価」とした場合は、初年度の変動の判定は令和8年度と令和9年度の変動となってしまうので、比較対象はn-1ではなく基準単価年度としていただけないでしょうか。</p> <p>②仮に毎年1%の物価上昇があった場合に、3年目に2%、4年目に3%が当初契約に対し乖離していくn年とn-1年の比較では、増減精算の対象となりません。このため、賃金水準についても、薬品費同様に、常に基準単価年度との比較としていただけないでしょうか。※別添参照</p>	<p>薬品費の変動は翌年度4月に清算としている一方、人件費の変動は清算ではなく変更契約締結としています。電工単価に1.5%以上の変動があった場合、変更契約を締結します。締結事業開始当初は令和7年度の電工単価で契約締結し、その後は1.5%以上変動があれば、変動があった年度の電工単価を基準単価とする契約となります。</p>
32	公募型プロポーザル実施要領	【別紙1】	1. 3. (2)	対象となる薬品	対象薬品が高分子凝集剤、次亜塩素酸ナトリウム、固形塩素、ポリ硫酸第二鉄の4種となっていますが、消泡剤、並塩、消臭剤の3種の追加していただくことは可能でしょうか。	対象となる薬品は、高分子凝集剤、次亜塩素酸ナトリウム、固形塩素、ポリ硫酸第二鉄の4種のみとします。
33	公募型プロポーザル実施要領 ※実施要領P26にも記載あり	【別紙1】 1. 3 (4)、1. 4	委託料の増減精算	<p>委託料の増減精算については、以下のとおり整理してはどうでしょうか。</p> <p>1 労務単価・薬品単価が、1.5%以上物価変動した場合 精算額 = 労務費・薬品費 × (対象単価/基準単価 - 0.015)</p> <p>2 流入水量が、要求水準の範囲を5%以上変動した場合 ≈ 5%は一例 精算額 = 薬品費 × (流入水量/想定水量 - 0.05)</p> <p>3 水質・水量が、事故又は災害等で要求水準の範囲を超えた場合 精算額 = 対応に要した労務費・薬品費</p> <p>4 施設の運転状況や要求水準の変更、設備の更新等 協議により決定する。</p> <p>なお受託者の創意工夫によるものは上記に限らず精算対象外とされたい</p>	<p>1 ご認識の通りです。</p> <p>2 流入水量に関わらず、薬品使用量は清算対象です。</p> <p>3 業務委託契約書（案）の通り、災害・事故発生時の費用負担は協議の上定めます。</p> <p>4 ご認識の通りです。</p>	
34	公募型プロポーザル実施要領	【別紙2】 【配点】【得点化方法】	価格点	価格点の配点が100点となっていますが、価格点の計算式には「提案上限額の85%」の項目があります。このため、価格点の最高点は「上限額の85%を提案価格とした場合」となりますが、例えば、当該企業の提案価格が、「上限額の50%」とした場合、価格点は計算式では下記のとおり100点を超えますが、この場合も100点が価格点の上限となると理解してよいでしょうか。 $100 - \{ (50 - 85) / 85 \} \times 100 = 100 - (-35 / 85) = 100 + 41.2 = 141.2 > 100$	ご認識の通りです。価格点の上限は100点で、超過することはありません。	
35	公募型プロポーザル実施要領	【別紙2】 【別紙2】	【得点化方法】価格点の計算式について	当該企業の提案価格が提案上限額の85%を下回った場合、価格点は100点を超えることになりますが、この場合の取り扱いについて、ご教示ください。	価格点の上限は100点で、超過することはありません。	
36	公募型プロポーザル実施要領 別紙	【別紙2】 【別紙2】	【得点化方法】価格点の計算式について	価格点を100点以内とするためには、提案上限額を100%とした場合、提案価格は提案上限額の85%以内で提案することになりますが、この理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。	
37	公募型プロポーザル実施要領 別紙	【別紙2】 【別紙2】	【必要要件】業務遂行能力・管理運営能力一技術継承	観点：技術継承に、項目：本業務の展開及び活用（10点）と記載されています。 「技術継承」に関する提案は、プロポーザル実施要領_6.11技術提案書の条件の(4)本委託の目的と目標項目に関する提案で記載するとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。また、提出された書類を確認し総合的に判断・審査しますので、他の項目に記載された事項も鑑み審査する可能性があります。	
38	公募型プロポーザル実施要領 別紙	【別紙2】 【別紙2】	【必要要件】地域貢献	「～、飯田市内に本店を置く事業者と連携して業務を行うための考え方～」とありますが、「飯田市内に本店又は支店又は営業所を置く事業者と連携して業務を行うための考え方～」としていただけないでしょうか。	飯田市内に本店又は支店又は営業所を置く事業者との連携も、地域貢献として認める形に修正します。	
39	要求水準書			協議の実施方法について、web会議による対応も認められますでしょうか。準備期間および事業期間を通じて、多くの協議が発生する可能性があると考えておりますので、効率的な進行のためにご検討いただけますと幸いです。	Web会議による対応も認めます。	
40	要求水準書	7, 11, 12	第1章1-4 (4)、 1-6 (1) (イ)、 (2) (イ)	実施体制、副統括管理責任者、運転管理副統括責任者 1複数人の配置・選任 2 2人目については代表企業以外の構成企業からの配置・選任	副統括管理責任者及び運転管理副統括責任者の配置技術者要件として、「代表企業から選任」「受託者（受託者がJVまたはSPCの場合は代表企業）と直接的かつ恒常的な雇用関係にある元のとどる。」とされていますが、以下の2点について認めいただけないでしょうか。 1複数人の配置・選任 2 2人目については代表企業以外の構成企業からの配置・選任	1及び2について、ともに認めます。
41	要求水準書	1	第1章1-1	本書の位置づけ	飯田市下水道処理施設包括的維持管理業務委託を「本委託」とされておりますが、業務委託契約書では、同業務において委託者が受託者に委託する業務を「本事業」と定義されています。これらの用語について、適切に使い分ける必要があるのでないかと考えます。また、業務全体を「本事業」と呼ぶことには若干の違和感を覚えますが、貴市のご見解をお聞かせいただけますでしょうか。	ご指摘の通りです。「本委託」に統一し、業務委託契約書（案）を修正します。
42	要求水準書	1	第1章1-2	本委託の目的と目標項目	後段に「委託者は、各目標項目について自ら指標を設定し、その達成状況をモニタリングすること。」とあります。ここで言う「委託者」は「受託者」との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご指摘の通りです。「委託者」を「受託者」に修正します。

番号	質問箇所 書類名	ページ	項目番号	項目	質問内容	回答
43	要求水準書	1	第1章 1-2	本委託の目的と目標項目	<p>記載のとおり、委託者は【表1-1】の目標項目に対し自ら指標を設定し、達成状況をモニタリングすることとなっています。</p> <p>また、プロポーザル実施要領28ページには、要求水準未達の場合、改善要請や委託料の減額・支払い停止が可能と記されています。</p> <p>このため、要求水準達成を確実にするべく、受託者側が指標を低めに設定する可能性が考えられます。【表1-1】の項目は貴市の下水道ビジョンに基づくものであり、飯田市が重要項目として掲げたものであるため、受託者がペナルティ条項により、消極的な目標設定することは、本末転倒であると考えます。</p> <p>以上の点から、要求水準未達と判定しないための条件(教済措置)を設けていただくことを、ぜひご検討くださいますようお願い申し上げます。</p>	<p>「【表1-1】本委託に関する目標設定」のうち、「①循環型社会、ゼロエミッション」～「④技術継承」は、例え設定した目標を達成できなくてもペナルティには該当しません（「⑤安心・安全な市民生活の保障」は放流水質等の要求水準未達があればペナルティとなります）。</p> <p>また目標については、本市からの期待や実現可能性を踏まえ、委託者と受託者で協議のうえ設定とします。</p>
44	要求水準書	2	表1-1	本委託に関する目標設定	<p>理想的なレベルとして「資源循環」と記載されておりますが、現在、脱水汚泥のセメント原料化、肥料化、消化ガス発電、処理水の場内再利用といった資源循環に取り組まれていると認識しております。さらに、脱水汚泥の更なるマテリアル利用の促進（ただし貴市所掌）、下水熱の利用、処理水の場外利用、外部からのバイオマス受入等が考えられます。しかしながら、本事業は10年間の更新支援型であり建設投資を含まない事業であることを踏まえると、本委託でこれらの目標を設定することは難しいのではないかと考えます。貴市においてこれらに関する構想や計画がございましたら、要求水準書への加筆や競争的対話での情報提供等をお願いできればと存じますが、いかがでしょうか。</p>	<p>資源循環については本市としても可能な限り努めており、特定の構想または計画はまだありません。委託期間の10年間に新技术や環境変化も予想でき、受託者による創意工夫、努力を期待したいと考えます。</p> <p>なお本市の現在の取組詳細は「飯田市上下水道の概況」（Link）を参考にしてください。</p>
45	要求水準書	4	第1章 1-3 (5) (ア) (4)	データ管理業務	<p>p4に記載されている「委託者が管理する施設管理システム」とp19に記載されている「委託者が管理する施設台帳システム」は、同一のシステムを指しているのでしょうか。また、p6に記載されている「施設台帳システム」との関係性についてもご教示いただけますでしょうか。</p>	同一のシステムです。P6施設台帳システムについても同一です。
46	要求水準書	4	第1章 1-3 (5) (ア) (ア) (3)	セルフモニタリング業務	<p>受託者は、基本方針及びセルフモニタリング計画を策定し、本委託の業務水準を管理するとあります。</p> <p>第三者目線のモニタリングとして、外部委託することは可能でしょうか。</p>	受託者の負担と責任において外部委託することは可能です。
47	要求水準書	5	第1章 1-3 (5) (イ) (6)	修繕業務	<p>「（上記ア・イ合算の年限度額は募集要項等公表時（令和7年11月予定）に示す）」という記載につきましては、削除し忘れであると認識してよろしいでしょうか。</p>	ご認識の通りです。当該記載について削除いたします。
48	要求水準書	5	第1章 1-3 (5) (イ) 【表1-2】 (9) 才	見学者対応補助業務	<p>1回当たりの見学者数は何人で、年間の頻度は何回行う計画でしょうか。ご教示願います。</p>	小学校がメインですが年間10回程度で1回当たり10～130名くらいとなります。ただし主担当は委託者が行い、準備や補助をお願いすることがあります。
49	要求水準書	5	第1章 1-3 (5) (ウ) (1)	ストックマネジメント計画 策定業務	<p>ストックマネジメント計画策定業務について、「本業務の対象施設について、ストックマネジメント全体計画に基づく点検・調査を実施して 修繕・改築計画を作成し、ストックマネジメント実施計画（第3期・第4期）の申請を行うことを目的とする。」と記載されております。しかしながら、ストックマネジメント全体計画は本業務の範囲に含まれていないと認識しております。ストックマネジメント全体計画の策定スケジュール及び策定者に対する予定について、貴市のご見解をお聞かせいただけますでしょうか。</p>	<p>ストックマネジメント全体計画については、現在別途策定中の松尾浄化管理センター再構築計画の内容をふまえ、必要に応じて本委託とは別に業務を発注する場合があります。</p> <p>なお、別途委託する場合の策定スケジュールは、R11～R12年頃を想定しています。</p>
50	要求水準書	8	第1章 1-4 (4) (オ)	選任について	<p>「～管理技術者、照査技術者、技術担当者は、構成企業（JV又はSPCを構成するもの）から選任するものとする。」と記載があります。契約期間内に、各対応者を変更することも可能との認識でよろしいでしょうかご教示願います。</p>	各対応者が責任者と同等以上の資格及び経験を有していることを示したうえで、委託者に申し入れを行い、委託者が承認した場合に変更を認めます。
51	要求水準書	8	第1章 1-4 (5) (ウ)	危機管理対応	<p>緊急事態が発生した際には、運転管理統括責任者および運転管理副統括責任者は、60分以内に松尾浄化管理センターに出勤し、初期対応に当たらなければならぬことがあります、運転管理統括責任者および運転管理副統括責任者の両名が被災した場合、他従事者が対応してもよろしいでしょうか。</p>	不測の事態においては対応を認めます。
52	要求水準書	8	第1章 1-4 (5) (ウ)	危機管理対応	<p>緊急事態が発生した際には、運転管理統括責任者および運転管理副統括責任者は、60分以内に松尾浄化管理センターに出勤し、初期対応に当たらなければならぬことがあります、概ね60分以内に変更可能でしょうか。</p>	変更は認められません。
53	要求水準書	8	第1章 1-4 (5) (ウ)	危機管理対応	<p>緊急事態が発生した際には、運転管理統括責任者および運転管理副統括責任者は、60分以内に松尾浄化管理センターに出勤し、初期対応に当たらなければならぬことがあります、運転管理統括責任者および運転管理副統括責任者以外の他従事者が対応してもよろしいでしょうか。</p>	運転管理統括責任者または運転管理副統括責任者の指示のもと対応することを条件とし、運転管理統括責任者または運転管理副統括責任者以外の他従事者が対応することを認めます。ただし、この場合においても、運転管理統括責任者または運転管理副統括責任者が60分以内に松尾浄化管理センターに出勤することは必須として求めます。
54	要求水準書	8	第1章 1-4 (5) (カ)	危機管理対応	<p>「上下水道事業一体BCP計画（仮称）」の策定および更新の時期について、具体的なスケジュールをご教示いただけますでしょうか。</p>	現在、協議検討中のため具体的なスケジュールの開示は差し控えます。
55	要求水準書	13	第1章 1-6 (3) (エ)	担当技術者	<p>「担当技術者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に提出するものとする。」とのことです、計画策定業務着手時（本委託契約時ではない）に提出することでよろしいでしょうか。特に第IV期は10年後に実施する業務のため、計画策定業務着手時に提出することを要望いたします。</p>	ご認識の通りです。
56	要求水準書	16	第2章 2-6 (1) (ア)	年間修繕計画書	<p>年間修繕計画書はストックマネジメント計画を踏まえ作成するとの認識でよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	ストックマネジメント計画及び日常の維持管理状況をふまえて作成していくことを想定しています。
57	要求水準書	17	第2章 2-7 (1)	記載事項	<p>記載のとおり「委託者が別途策定する上下水道事業一体BCP計画（仮称）」について、提案内容の検討に必要となる可能性があるため、契約締結前（選定段階）に応募者へ開示いただける認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、開示される場合は、閲覧時期・方法についても併せてご教示ください。</p>	「上下水道事業一体BCP計画（仮称）」は来年度の完成予定のため開示可否については回答を差し控えます。
58	要求水準書	17	第2章 2-7 (2)	緊急対応計画書の受理	<p>「(2)緊急対応計画書」と記載がありますが、「緊急時対応計画書」と読み変えてよろしいでしょうか。</p>	ご認識の通りです。「緊急時対応計画書」に修正します。
59	要求水準書	21	第4章 4-2 (1) (ア) (1) ①	(1)下水道施設全般に関する業務	<p>「(1)川路浄化センター、竜丘浄化センター、和田浄化センターの一部機器の運転操作については、松尾浄化管理センターからの遠隔操作は不可」と但し書きが記載されています。</p> <p>操作不可である一部の機器について、具体的にご教示ください。</p>	誤記ですので、該当文面削除します。

番号	質問箇所 書類名	ページ	項目番号	項目	質問内容	回答
60	要求水準書	22	第4章4-2(1)ア (2)	運転管理に関する業務	本項は、「処理施設等の運転操作及び監視に関する業務要求水準」なので、「運転管理に関する業務」は「運転に関する業務」との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご指摘事項を踏まえ、「4-2(1)処理施設等の運転操作及び監視に関する業務要求水準」を「4-2(1)処理施設等の運転管理及び維持管理に関する業務要求水準」に修正します。
61	要求水準書	23	第4章4-2(1) (ア)(3)⑫	保守点検・整備に関する業務	「受託者は、業務を合理的に行い、機器台帳を作成し、経過を記録すること」とあります。 要求水準書5-4で記載されている受託者が構築する台帳システムと同義であるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
62	要求水準書	23	第4章4-2(1) (ア)(3)⑭	保守点検・整備に関する業務	「受託者は、第5章計画策定業務に関する事項において実施するストックマネジメント計画の作成又は見直しに必要な設備の保守点検・整備等のデータを、設備管理台帳にて整理し、可能な限りリアルタイムに最新情報への更新を行うこと。」とあります。 この設備管理台帳とは、上記⑫に記載されている機器台帳と同義との認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
63	要求水準書	23	第4章4-2(1)ア (4)	施設管理に関する業務	P4~5【表1-2】運転管理業務項目に「施設管理に関する業務」がありません。【表1-2】運転管理業務項目に追加をお願い致します。	ご指摘事項を踏まえ、【表1-2】「(5)環境整備業務」を「(5)施設管理業務・環境整備業務」に修正します。
64	要求水準書	23	第4章4-2(1) (ア)(5)⑥	水質・汚泥試験に関する業務	「試験結果に異常が確認された場合は、直ちに委託者に報告するとともに、試験頻度を増すなど監視の強化を行う」とあります。 この異常の判定は、受託者の判断によるものとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
65	要求水準書	24	第4章4-2(1) (ア)(6)②	環境計測に関する業務	「測定結果等に異常が確認された場合は、直ちに委託者に報告するとともに測定頻度を増すなど監視の強化を行う」とあります。 この異常とは、法定基準や要求水準の逸脱または、逸脱する恐れがある状態との認識でよろしいでしょうか。	「異常」とは、法定基準・要求水準の逸脱、又はその恐れがある場合に加え、運転状況のトレンドや傾向などから総合的に判断し、通常とは異なると認められる状態を指します。
66	要求水準書	30	第5章5-2(4) (ア)	積算基準	積算基準が示されておりますが、参考見積の額は、記載された基準にしたがって算定するものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
67	要求水準書	31	第5章5-3	事業期間を通じて委託者が受託者に委託する業務	「要求水準及び補足事項について記載なき事項であっても、委託者が受託者に委託する業務の範囲において、受託者が業務履行上に必要な事項については、受託者がこれを定め委託者に提案する」と記載されておりますが、本記載は具体的にどのような状況を想定されているのか、ご教示いただけますでしょうか。	業務履行上、委託者と受託者の合意や意思疎通が必要と考えられる一般的な事項を想定しています。
68	要求水準書	32	第5章5-3(2) (ア)(2)	業務対象3)対象施設	ストックマネジメント計画策定業務の業務対象について、「本件施設のすべて」と記載されていますが、仕上などの建築資産もすべて対象に含まれると考えるべきでしょうか。 また、第1章の運転管理業務における保守点検について、表1-2「運転管理業務項目」には建築資産の記載がなく、建築設備のみが対象とされているよう見受けられます。そのため、建築資産はストックマネジメント計画の対象には含まれるもの、運転管理業務の保守点検の対象には含まれないと考えてよろしいでしょうか。貴市のご見解をお聞かせいただけますでしょうか。	建築資産もすべて対象に含まれます。2つ目の問い合わせご認識の通りです。
69	要求水準書	32	第5章5-3(2) (ア)(2)	業務対象4)設計条件	「4) 設計条件: 設計条件は、別途示すとおりとする。」とのことですが、どのタイミングで示されるか教えてください。	令和12年度頃を想定しています。
70	要求水準書	35	第5章5-4	台帳システムの構築	「本件施設について施設台帳システムを構築するものとする。」とあります。これは、委託者が用意する施設台帳システムとは別に受託者がストックマネジメント計画策定支援に用いるためのシステムを構築するとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
71	要求水準書	35	第5章5-5①	計画策定業務に関するその他の要求水準	「ストックマネジメント計画は、委託者が日本下水道事業団へ別途委託する詳細設計業務および改築更新業務の基礎資料となるため、その趣旨を満足できる水準の計画を策定すること」と記載されていますが、「満足できる水準」とは具体的にどのような水準を指すのか、ご教示いただけますでしょうか。	ストックマネジメント計画として長野県および国に提出することを想定し、必要な検討がすべて行われ、計画内容の不足や不備が無い状態を指します。
72	要求水準書	36	第6章6-1(2) (ア)	既存施設等の確認対象	「別途示す各個別表」と記載されておりますが、こちらはどのタイミングで提示される予定か、ご教示いただけますでしょうか。	再構築策定業務が完了した後に提示することを想定しています。
73	要求水準書	36	第6章6-1(5)	委託開始に伴う既存施設等の確認 契約不適合に対する措置	「既存施設等に重大な契約不適合があるときは、業務委託契約書第31条（事業開始に伴う既存施設等の確認及び使用）の定めに従い、受託者と委託者で協議するものとする。」とあります。 この重大な契約不適合とは、対象機器・装置が機能していない状態との認識でよろしいでしょうか。	重大な契約不適合とは、「対象機器・装置および施設に関する破損、損傷、機能停止」を想定しています。
74	要求水準書	37	第6章6-2(4)	契約終了（委託期間満了）に伴う既存施設等の確認 契約不適合に対する措置	契約不適合が確認された場合の措置に係る費用負担は、受託者が負うとの認識ですが、不可抗力によるものについては、協議によるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
75	要求水準書	43	第8章8-2(4)	設備設置による要求水準の変更	「設備設置により要求水準に変更が生じたとき」とあります。 どのような事象を想定されているのか、ご教示ください。	受託者の提案により設備等が設置され、要求水準を変更する必要が生じることを想定しています。
76	要求水準書	49	第10章10-3(1)(イ)	未達除外日の取り扱い	「未達除外日については、委託料の減額及び達成率の算定の対象となる、月間平均値及び年間平均値の計算対象としない」と記載されておりますが、現在の記載では、未達除外日が委託料の減額及び達成率算定の対象になると解釈される可能性があるように思われます。そのため、「未達除外日については、委託料の減額及び達成率の算定の対象となる月間平均値及び年間平均値の計算対象としない」と読点を削除することで、より明確な表現になるのではないかと考えます。この点について、貴市のご見解をおきかせいただけますでしょうか。	ご指摘の通りです。「、」(句点)を削除します
77	要求水準書	49	第10章10-3(1)(ア)②	要求水準未達と判定しない条件	「特定事業場等から悪質下水の排出があった場合」とありますが、受託者は、排出があったことをどのように確認するのでしょうか。ご教示ください。	事後報告となります。水質状況や生物相の状況、臭気、色、濁度などから判断します。

番号	質問箇所 書類名	ページ	項目番号	項目	質問内容	回答
78	要求水準書	58	第13章(5)	他業務との相互連携	受託者は、本委託の遂行に際しては、委託者が別途発注する農業集落排水処理施設及び小規模集合処理施設における運転管理業務等の受託者と、汚泥運搬や緊急時の対応等について、相互に連携し委託を実施しなければならないありますが、具体的な内容についてご教授ください。	有事の際に、人員の確保等ご協力ください。 (人件費、資機材の経費等については、別途協議します。)
79	要求水準書別記		別記3 過去5か年の処理実績 (令和2年度～令和6年度)	各浄化センターの流入量について	各浄化センターの年間総流入量は減少傾向にありましたが、R5年度より増加に転じています。この要因についてご教示ください。	人口は減少しておりますが、不明水の影響による年間総流入水量の増加が考えられます。
80	要求水準書別記		別記4 想定流入水量、 想定薬品使用量	【想定薬品使用量(次亜塩素酸ナトリウム)】	【想定薬品使用量(次亜塩素酸ナトリウム)】の濃度は何パーセントかご教示願います。	12%を想定しています。設計添加濃度は処理水に対し3mg/Lですが、大腸菌の検出数や放流口における残留塩素濃度を踏まえた過去実績を優先し、算出しています。
81	要求水準書別記		別記5 リスク分担表	契約締結リスク	契約締結リスクの内容について、同一内容の記載があります。これは重複記載との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご認識の通りです。ご指摘事項を踏まえ、リスク分担表を修正します。
82	要求水準書別記		別記5 リスク分担表	環境保全リスク	要求水準を満たしたうえで、通常避けられない騒音・振動は貴市のリスクとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご認識の通りです。
83	要求水準書別記		別記5 リスク分担表	修繕に係るリスク	リスクの種類に「修繕費の遅延によるリスク」とありますが、リスクの内容を踏まえれば「修繕等の遅延によるリスク」と理解できます。この理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご認識の通りです。ご指摘事項を踏まえ、リスク分担表を修正します。
84	要求水準書別記		別記6 業務説明書 松尾 浄化管理センター	6物品等(ユーティリティ) の調達および管理に関する業務	松尾別紙1及び松尾別紙2に記載の交換物品のうち、松尾別紙14に記載のない物品等(Vベルト、グランドバッキン、カップリング、ペアリング、ブーリー、リレー、タイマー、CBなど)は、貴市の負担で調達するとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	原則受託者負担ですが、高価な物品の場合は協議の上判断します。
85	要求水準書別記		別記6 業務説明書 松尾 浄化管理センター	消火器の情報について	松尾14に記載のある「消火器」の情報は、交換数量の把握はできますが、交換対象となる消火器が把握できません。消火器の配置表などの情報(川路浄化センタの消火器配置図表と同様な情報)をご開示ください。	松尾の消火器配置図表を別記6に追加します。また、要求水準書別記8に消火器配平面図をまとめて追加します。
86	要求水準書別記		別記6 業務説明書 松尾 浄化管理センター	(松尾別紙9)脱臭設備活性炭 交換工事仕様	交換工事前にサンプリング分析を行い、結果より交換する活性炭(酸性・中性・塩基性)の配分又は数量を変更など協議対象とさせていただくことは可能でしょうかご教示願います。	活性炭の配分又は数量の変更の提案に関する協議は可能とします。ただし、臭気に関する測定値の要求水準未達または悪臭に関する苦情があった場合には、ペナルティの対象となります。
87	要求水準書別記		別記6 業務説明書 川路 浄化センター	7物品等(ユーティリティ) の調達および管理に関する業務	川路別紙1及び川路別紙2に記載の交換物品のうち、川路別紙9に記載のない物品等(Vベルト、ペアリング、リレー、タイマー、CBなど)は、貴市の負担で調達するとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	原則受託者負担ですが、高価な物品の場合は協議の上判断します。
88	要求水準書別記		別記6 業務説明書 川路 浄化センター	(川路別紙4の2)運転管理に 要する水質・汚泥試験 3.川 路浄化センター 水処理施設	「※放流先河川および放流先河川合流後については、年間計4回とする。」と記載がありますが、表では1※となっています。 ひと月当たり1回の条件をご教示願います。	放流先河川および放流先河川合流後の水質分析は、年間で4回(3ヶ月に1回)実施していただきたいです。
89	要求水準書別記		別記6 業務説明書 川路 浄化センター	(川路別紙7)脱臭設備活性炭 交換工事仕様 川路浄化センタ	交換工事前にサンプリング分析を行い、結果より交換する活性炭(酸性・中性・塩基性)の配分又は数量を変更など協議対象とさせていただくことは可能でしょうか。ご教示願います。	活性炭の配分又は数量の変更の提案に関する協議は可能とします。ただし、臭気に関する測定値の要求水準未達または悪臭に関する苦情があった場合には、ペナルティの対象となります。
90	要求水準書別記		別記6 業務説明書 竜丘 浄化センター	6物品等(ユーティリティ) の調達および管理に関する業務	竜丘別紙1及び流丘別紙2に記載の交換物品のうち、流丘別紙8に記載のない物品等(Vベルト、ペアリング、リレー、タイマー、CBなど)は、貴市の負担で調達するとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	原則受託者負担ですが、高価な物品の場合は協議の上判断します。
91	要求水準書別記		別記6 業務説明書 竜丘 浄化センター	消火器の情報について	竜丘別紙7に記載のある「消火器」の情報は、交換数量の把握はできますが、交換対象となる消火器が把握できません。消火器の配置表などの情報(川路浄化センタの消火器配置図表と同様な情報)をご開示ください。	竜丘の消火器配置図表を別記6に追加します。また、要求水準書別記8に消火器配平面図をまとめて追加します。
92	要求水準書別記		別記6 業務説明書 竜丘 浄化センター	(竜丘別紙6)脱臭設備活性炭 交換工事仕様 竜丘浄化センタ	交換工事前にサンプリング分析を行い、結果より交換する活性炭(酸性・中性・塩基性)の配分又は数量を変更など協議対象とさせていただくことは可能でしょうか。ご教示願います。	活性炭の配分又は数量の変更の提案に関する協議は可能とします。ただし、臭気に関する測定値の要求水準未達または悪臭に関する苦情があった場合には、ペナルティの対象となります。
93	要求水準書別記		別記6 業務説明書 竜丘 浄化センター	(竜丘別紙4の2)運転管理に 要する水質・汚泥試験 1.竜丘浄化センター 水処理 施設	「※放流先河川および放流先河川合流後については、年間計4回とする。」と記載がありますが、表では1※となっています。 ひと月当たり1回の条件をご教示願います。	放流先河川および放流先河川合流後の水質分析は、年間で4回(3ヶ月に1回)実施していただきたいです。
94	要求水準書別記		別記6 業務説明書 和田 浄化センター	6物品等(ユーティリティ) の調達および管理に関する業務	和田別紙1及び和田別紙2に記載の交換物品のうち、和田別紙6に記載のない物品等(ペアリング、エレメント、リレーなど)は、貴市の負担で調達するとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	原則受託者負担ですが、高価な物品の場合は協議の上判断します。
95	要求水準書別記		別記6 業務説明書 和田 浄化センター	(和田別紙3の2)運転管理に 要する水質・汚泥試験 2.和 田浄化センター 水処理 施設	「※放流先河川および放流先河川合流後については、年間計4回とする。」と記載がありますが、表では1※となっています。 ひと月当たり1回の条件をご教示願います。	放流先河川および放流先河川合流後の水質分析は、年間で4回(3ヶ月に1回)実施していただきたいです。
96	別記7 貸与品一覧				松尾浄化管理センター職員駐車場に関して、受託者にて使用可能な台数は何台まで可能でしょうかご教示願います。	30台程度です。受託者職員と社用車等について駐車可能です。
97	別記7 貸与品一覧				松尾浄化管理センター<物品関係>車両関係に関して、保険代(自賠責保険・任意保険)・整備修理費用は受託者負担との理解で宜しいでしょうか。ご教示願います。	貸与車両に関する保険料及び整備修理費用は、委託者負担とします。

番号	質問箇所 書類名	ページ	項目番	項目	質問内容	回答
98	別記7 貸与品一覧				松尾浄化管理センター<物品関係>可搬式発電機に関して、燃料のみ受託者負担との理解で宜しいでしょうか。ご教示願います。	ご認識の通りです。
99	基本協定書（案）	3	第2条（2）	（定義）	改築に関する業務についての記載がございますが、本委託には改築に関する業務は含まれないと認識しております。この記載については削除すべきではないかと考えますが、貴市のご見解をお聞かせいただけますでしょうか。	ご指摘の通りです。該当記載については削除します。
100	基本協定書（案）		第1条	目的	本協定の定義がありませんので、本「基本協定書」（以下「本協定」という。）に記載変更いただけますでしょうか。	「本「基本協定書」（以下「本協定」という。）」に修正します。
101	基本協定書（案）		第1条	目的	本委託の定義がありませんので、本協定に基づく委託（以下「本委託」という。）に記載変更いただけますでしょうか。	「本協定に基づく委託（以下「本委託」という。）」に修正します。
102	基本協定書（案）		第1条	目的	本委託に係る業務を受発注する契約（以下、「業務委託契約書」という。）と定義していますが、第2条に「業務委託契約書」の定義が記載されていますので削除しても良いと考えます。	該当箇所削除します。
103	基本協定書（案）		第7条	基本契約	本業務の定義がありませんので本委託に記載変更いただけますでしょうか。	「本委託」に修正します。
104	基本協定書（案）		第9条	本協定の解除	『各当事者は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなった場合…』と記載されていますが、債務不履行を行った当事者も自ら契約を解除できるように読み取れますので、『各当事者は、相手方が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなった場合』に記載変更可能でしょうか。	『各当事者は、相手方が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなった場合』に変更します。
105	基本協定書（案）		第9条2	本協定の解除	『各当事者は、第1項各号事由に該当した当事者に対し、本協定の違反により被った損害の賠償を請求することができる。』と記載されていますが、第1項各号は、協定違反のみではないと理解しますので、『各当事者は、第1項各号事由に該当した当事者に対し、当該事由と相当因果関係のある損害の賠償を請求することができる。』に記載変更可能でしょうか。	『各当事者は、第1項各号事由に該当した当事者に対し、当該事由と相当因果関係のある損害の賠償を請求することができる。』に変更します。
106	基本協定書（案）		第12条	秘密の保持と情報の開示	本業務の定義がありませんので本委託に記載変更いただけますでしょうか。	「本委託」に修正します。
107	基本協定書（案）		第12条	秘密の保持と情報の開示	『本条の規定は、…有するものとする。』に項番がありませんので、『3 本条の規定は、…有するものとする。』に追記していただけますでしょうか。	修正し、項番を記載します。
108	業務委託契約書（案）		6	支払条件	「別記1」と記載（3箇所）がありますが、別記1は個人情報取扱特記事項なので、別記2ではないでしょうか。ご確認ください。	ご認識の通りです。ご指摘事項を踏まえ修正します。
109	業務委託契約書（案）			履行場所	「特定環境保全下水道」と記載されておりますが、「特定環境保全公共下水道」の誤記ではないかと考えます。この点について、貴市のご確認をお願い申し上げます。	ご指摘の通りです。「特定環境保全公共下水道」に修正します。
110	業務委託契約書（案）			支払条件	「部分払」内の文章におきまして「別記1」と記載されておりますが、「別記2」の誤記ではないかと考えます。この点について、貴市のご確認をお願い申し上げます。	ご指摘の通りです。「別記2」に修正します。
111	業務委託契約書（案）		第1章第1条38	総則 第1条(用語の定義)	『「運転管理統括責任者」とは、主任技術者制度の解釈及び運用（内規、経済産業省20210310保局第1号）に定義される運転管理統括責任者をいう。』とあります。 この運転管理統括責任者は、間違いで「電気主任技術者」と読み替えるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。また、業務委託契約書（案）も「電気主任技術者」とは、主任技術者制度の解釈及び運用（内規、経済産業省20210310保局第1号）に定義される電気主任技術者をいう。』に修正します。
112	業務委託契約書（案）		第9条第1項	SPCの基本事項	業務履行方式を「JV方式」で行う受託者が受託した場合、第9条は削除するとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご認識の通りです。受託者がSPCに該当しない場合は、SPCに関係する条文や内容は削除します。
113	業務委託契約書（案）		第9条	SPCの基本事項	本条文は、SPCを組成しない場合には削除するとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。受託者がSPCに該当しない場合は、SPCに関係する条文や内容は削除します。
114	業務委託契約書（案）		第14条 第3項		第3項につきして、受託者の意見を聞くもの、措置および期間延長の決定権が貴市にのみある点において、片務的な契約となっていると考えます。次のような取り決めに修正いただけますと幸いです。なお、「調査」を「確認」「検討」に変更しておりますが、この点については特にこだわりはございません。 「（案）同一順位の書類の間に齟齬がある場合、委託者は、受託者と共に当該齟齬の内容を確認し、解決策を検討し、その結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該措置を含む。）について両当事者で誠実に協議し、協議の終了後10日以内に、その結果を受託者に通知する。ただし、やむを得ない理由により協議の終了又は通知が当該期間内にできないときは、委託者及び受託者が合意の上、当該期間を延長することができる。」 貴市のご検討をお願い申し上げます。	ご指摘の通り修正します。 業務委託契約書（案）第14条3項を以下の通り変更します。 「同一順位の書類の間に齟齬がある場合、委託者は、受託者と共に当該齟齬の内容を確認し、解決策を検討し、その結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該措置を含む。）について両当事者で誠実に協議し、協議の終了後10日以内に、その結果を受託者に通知する。ただし、やむを得ない理由により協議の終了又は通知が当該期間内にできないときは、委託者及び受託者が合意の上、当該期間を延長することができる。」
115	業務委託契約書（案）		第15条第1項（3）	秘密保持義務	本業務の履行上知り得た情報を複写、及び複製しないことと記載されていますが、委託者の認める目的以外に複写、及び複製しないことに記載変更いただけますでしょうか。	本記載については、現状のまとします。
116	業務委託契約書（案）		第18条第4項	契約の保証	飯田市財務規則第122条第3項第1号から第5号の規定に該当するときは、契約保証金を免除することができるものとする記載されていますが、飯田市財務規則第122条第3項(3)に「契約者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を誠実に履行する者と認められるとき。」とあります。 種類と規模を同じくする契約とは、どのようなものになるのでしょうか。ご教示願います。	運転管理業務にあっては、公募型プロポーザル実施要領 第5章5.1プロポーザル参加資格（4）単独企業の場合の参加資格要件①運転管理業務のイ（15ページ）に記載の要件を満たす場合は免除とします。 計画策定業務にあっては、処理能力49,000m3/日以上の下水道処理施設に関するストックマネジメント計画策定の実績を有する場合は免除とします。なお、計画策定対象自治体は長野県内でなくても問題ありません。
117	業務委託契約書（案）		第18条		計画策定業務の契約保証金の納付について、業務着手時に行うことで問題ないでしょうか。貴市のご確認をお願い申し上げます。	ご認識の通りです。業務着手時の納付で問題ありません。
118	業務委託契約書（案）		第18条 第2項		「契約保証金の額は、業務委託料の100分の10以上」との記載がございますが、業務委託料は年度毎の委託料が妥当であると考えます（委託料への跳ね返りや、保険会社によっては対応が難しい場合があるため）。この場合、年度毎の委託料を基準として提案しても問題ないでしょうか。	年度ごとの委託料の100分の10とします。
119	業務委託契約書（案）		第26条第1項4号(2)	担当職員の権限	4号(2)に「本契約の履行に関する統括責任者との協議」とありますが、統括責任者とは「統括管理責任者」との理解でよろしいでしょうか。ご教授ください。	ご認識の通りです。また業務委託契約書（案）も「本契約の履行に関する統括管理責任者との協議」に修正します。

番号	質問箇所 書類名	ページ	項目番号	項目	質問内容	回答
120	業務委託契約書 (案)		第29条第3項	運転管理統括責任者	第3項に「運転管理統括責任者は、下水道施設の統括管理責任者は、下水道法第22条第2項の有資格者であること。」とあります。統括管理責任者は、本委託全体を統括する管理能力がある者であって、下水道法第22条第2項の有資格者である必要は必ずしも無いと理解しています。この理解でよろしいでしょうか。ご教授ください。	ご認識の通りです。ご指摘事項を踏まえ、業務委託契約書(案)を修正します。
121	業務委託契約書 (案)		第30条	保安規定について	自家用電気工作物の保安規定について記載がありませんが、保安規定は貴市の保安規定を使用するのでしょうか、受託者が作成して所轄官庁に届けるのでしょうか。ご教授ください。	既存の保安規定をベースとしますが、変更等があった場合、受託者と電気主任者の協議の上変更することとします。
122	業務委託契約書 (案)		第31条4	業務の実施 第31条(事業開始に伴う既存施設等の確認及び使用)	「契約不適合の修補を請求することができるものとする。ただし、契約不適合が軽微である場合は、この限りではない。」とあります。軽微な不適合の判定は、委託者と受託者の協議によるものとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。当該契約不適合が軽微であるか、または重大であるかは、その状況等も考慮したうえで委託者と受託者の協議により決定します。
123	業務委託契約書 (案)		第31条5	業務の実施 第31条(事業開始に伴う既存施設等の確認及び使用)	「事業開始日から1年以内に、既存施設等に重大な契約不適合を発見したときは、前項に定める措置を講ずることができるものとする。」とあります。重大な契約不適合の判定は、委託者と受託者の協議によるものとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。当該契約不適合が軽微であるか、または重大であるかは、その状況等も考慮したうえで委託者と受託者の協議により決定します。
124	業務委託契約書 (案)		第36条1項	業務実施計画書の策定	「本契約書及び要求水準書に基づき、次条から第38条までに定めるところにより、・・・」とありますが、「次条から42条まで」ではないでしょうか。要求水準書は42条までとなっています。ご確認をお願いいたします。	ご指摘の通りです。「次条から42条まで」に修正します。
125	業務委託契約書 (案)		第47条	業務の実施 第46条(要求水準書の変に伴う措置)	「前条第2項により要求水準書を変更したときは、当該変更により、受託者に増加費用又は損害(委託料の減額は除く)が生じたときは委託者が負担し、受託者が負担する費用の減少が生じたときは、当該費用減少分に応じて委託料を減額するものとする。」とありますが、受託者の改善提案により受託者が負担する費用の減少が生じた場合は、プロフィットシェアに該当し、改善提案に掛かる投資費用を除く削減分を委託者とシェアするものとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
126	業務委託契約書 (案)		第57条	モニタリング	【下水道事業におけるモニタリング機関のあり方検討会】で議論されているとおり、モニタリングは官民双方にとって大きな負担となり得るものと考えます。「第三者機関を活用したモニタリングも実施されるものとし、受託者はこれに異議を述べない」とのことですが、モニタリングする側が増えることは、貴市および事業者双方の負担増につながる可能性があると懸念しております。そのため、第三者機関の活用については、その時点の状況や貴市が第三者機関を活用したい理由等を踏まえた協議経たうえで進めるプロセスとしていただけますでしょうか。また、事業の効率化につながらない指摘(単なる提出物のチェック等)による生産性の低下も懸念しております。貴市のご見解をお聞かせいただけますと幸いです。	本市が第三者機関活用の必要性を感じた場合に、ご指摘の通り、委託者と受託者の協議を経て活用要否を判断することとします。また左記の通り業務委託契約書(案)を変更します。 なお第三者機関の活用が必要になるケースとして、重大事故の発生等を想定しています。
127	業務委託契約書 (案)		第57条	モニタリング	3項及び6項に「本条に関するその他の詳細については、セルフモニタリング基本方針及びセルフモニタリング計画に従うものとする。」と同一の内容が記載されておりますが、どちらか一方の条文を削除すべきではないかと考えます。この点について、貴市のご見解をお聞かせいただけますでしょうか。	ご指摘の通りです。3項と6項で重複していますので、6項を削除します。
128	業務委託契約書 (案)		第57条第4項	モニタリング	「モニタリング計画に従ってモニタリングを実施」と記載されておりますが、貴市が実施するモニタリングの方法については、提案内容や官民対話を通じて決定するものと理解してよろしいでしょうか。	日報や月報、もしくは月例報告会にて業務の運転管理の確認を行います。
129	業務委託契約書 (案)		第58条第2項	運転日誌の作成	日報の提出について、「毎日提出すること」と記載されておりますが、業務の効率性や実務負担を考慮すると、月次での提出でも十分ではないかと考えます。貴市のご見解をお聞かせいただけますでしょうか。	運転管理業務については日報、月報、年報の提出を求めます。 一方で、統括管理業務および計画策定業務は月報と年報の提出のみで、日報は求めません。また内容は目標達成状況や業務進捗についての報告を求めます。
130	業務委託契約書 (案)		第58条第2項	運転日誌の作成	受託者は開所日の毎日午前10時までに、前日分の業務日報の写しを委託者に提出するものとありますが、業務日報は運転日誌とは別の様式でしょうか。ご教示願います。	業務日報と運転日誌は同一の書類、様式を指しています。
131	業務委託契約書 (案)		第67条3項	委託料の減額	「乙はその損害を～」と記載されておりますが、「委託者はその損害を～」の誤記ではないかと考えます。この点について、貴市のご確認をお願い申し上げます。	該当箇所は「受託者はその損害を～」の誤記ですので、修正します。
132	業務委託契約書 (案)		第68条第2項	委託料の減額	「前項の委託料の減額に関する方法、時期、その他は要求水準書に定めるところによる。」と記載されていますが、該当箇所が要求水準書のどこに記載されているかご教示いただけますでしょうか。	「要求水準書第10章10-3(4)委託料の減額」をご参照ください。
133	業務委託契約書 (案)		第69条	業務遂行責任者等に対する措置請求	「業務遂行責任等に対する措置請求」は「統括管理責任等に対する措置請求」との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご認識の通りです。業務委託契約書において、「業務遂行責任」を「統括管理責任」に修正します。
134	業務委託契約書 (案)		第73条(2)	プロフィットシェア	プロフィットシェアにつきましては、国土交通省発刊のガイドライン「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版」では「費用縮減分」を対象としていると認識しております。そのため、本条文に記載されている「新規収入」はプロフィットシェアの対象外となるのではないかと考えます。この点について、貴市のご見解をお聞かせいただけますでしょうか。	ご指摘の通りです。第73条1項(2)は削除します。
135	業務委託契約書 (案)		第83条	リスク負担 第1節一般事項 第83条(賠償の予約)	「受託者は、本契約に関して第89条第1項第4号オ(ク)又は(ケ)のいずれかに該当することとなった場合は、委託者が契約を解除するか否かにかかわらず賠償金として委託料の100分の10に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならぬ。」とあります。 この賠償金としての委託料の100分の10に相当する額は、契約保証金で充当することが可能との認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
136	業務委託契約書 (案)		第83条	リスク負担 第1節一般事項 第83条(賠償の予約)	この賠償金は、契約が解除されずに継続した場合は、受託者に返還されるとの認識でよろしいでしょうか。	第89条第1項第4号オ(ク)又は(ケ)のいずれかに該当することとなった場合は、刑事罰の対象となるため、賠償金は返還されません。
137	業務委託契約書 (案)		第85条第1項		(1)に「委託者の事業履行上で直接関係する法令変更の場合」とあり、第2項には「本事業に直接影響を与える法令変更」とあります。これは、同じ意味との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご認識の通りです。第2項「本事業に直接影響を与える法令変更」を「委託者の事業履行上で直接関係する法令変更」に修正します。

質問箇所 番号	質問内容	回答		
書類名	ページ	項目番号	項目	
138 業務委託契約書 (案)	第89条	委託者による契約の解除	第89条は、「委託者による契約の解除」とされていますが、1項の条文には「委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を受託者に請求することができる」との記載されており、条文の内容が見出しど一致していないように思われます。この点について、貴市のご見解をお聞かせいただけますでしょうか。	ご指摘の通りです。条文の内容を踏まえ、「委託者による契約の解除および措置」に修正します。
139 業務委託契約書 (案)	別記3	ア、イ、ウ	プロフィットシェア割合	<p>ア プロフィットシェア割合の欄に「縮減費用全体の40%を分配する。」とあります、例えば、燃料費100に対し実績が70に縮減した際は、受託者分配額 = <math>(100-70) \times 0.4 = 12</math> 減額額 = <math>100 - (70+12) = 18</math> となると理解してよいでしょうか。</p> <p>イ 「「平均%を算出のうえ分配する。」とありますが、これはどのような意味かご教示願います。また計算方法を例示願います。</p> <p>ウ 「「表1-1」の取組を「期待以上」に行うには例え「必要最低限」を行う費用が計上されていたとしても、一般的にそれ以上にコストが掛かることが想定されます。ここから縮減費用を生み出すことは、どのようなケースを想定しているのかご教示願います。</p> <p>ア: その場合の受託者分配額は、12 (= <math>(100-70) \times 0.4</math>) となります。</p> <p>イ: に該当する指標に対し、受託者の取組状況等に応じてA~Eの評価を行います。イのすべての指標を評価し、それらの平均からイの分配額を決定します。また、プロフィットシェアはアで縮減した費用を原資とします。</p> <p>仮にCO2排出量がB評価(90%)、薬品使用量がC評価(60%)、イベント実施回数がD評価(30%)だったと仮定し、上記アの例を用いると以下のようになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イの上限額=9 (= <math>(100-70) \times 0.3</math>)</li> <li>・イからの受託者分配割合=60% (= <math>(0.9+0.6+0.3)/3</math>)</li> <li>・イからの受託者分配額=5.4</li> </ul> <p>ウ: 前述の通り、プロフィットシェアはアで縮減した費用を原資としますので、ウからの費用縮減は想定していません。ウは、「本委託に関する目標設定」に対し積極的な取組をした場合、その姿勢を評価してプロフィットシェアの分配額を増額するものです。</p> <p>上記アの例を用いると、ウの上限額は9 (= <math>(100-70) \times 0.3</math>) となります。</p> <p>つまり、イとウで高い評価を獲得できれば、縮減費用の全額を受託者に分配できる仕組みとなっています。</p>
140 業務委託契約書 (案)別記3	別記3区分ア	プロフィットシェア ア燃料費、電力費	別記3にある令和8年度の燃料費及び電力費について、想定している基準値をご教示ください。	業務委託契約書(案)別記3区分アについて、以下の通り修正します。 ・対象指標：受託者から費用縮減を伴う要求水準変更の提案があった場合、その項目 ・基準値：委託者受託者間の協議により決定
141 業務委託契約書 (案)別記3	別記3区分イ	プロフィットシェアイ CO2排出量	CO2排出量は、電力削減量及び燃料削減量を換算したものとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
142 業務委託契約書 (案)別記3	別記3区分イウ	プロフィットシェアイウ_プロフィットシェア割合	「縮減費用全台の30%を上限とし・・」とあります。 この縮減費用とは、区分アに示す燃料費と電力費の合計との認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。プロフィットシェアはアで縮減した費用を原資とします。 ただし、アについては以下の通り修正します。
143 業務委託契約書 (案)別記3	別記3区分イ	プロフィットシェア 基準値	区分イの基準値のA~Eの●(黒丸)は、委託者と受託者が協議のうえ定めるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
144 業務委託契約書 (案)別記3	別記3	プロフィットシェア	受託者が導入する設備により費用が縮減した場合、初期投資やランニング等の費用をプロフィットシェアの分配とは別に請求することは可能でしょうか。	費用縮減を目的にした設備改良・投資、または設備改良・投資の結果費用が縮減した場合でも、設備投資に掛かる初期投資やランニング等の費用は受託者負担とします。 なお、業務委託契約書(案)第47条第1項も以下の通り修正します。 「前条第2項により要求水準書を変更したときは、当該変更により、受託者に増加費用又は損害(委託料の減額は除く)が生じたときは受託者が負担し、受託者が負担する費用の減少が生じたときは、当該費用減少分に応じて委託料を減額するものとす。」
145 【様式5】共同企業体に関する協定書		構成企業の捺印	フォーマットでは、「代表取締役」が記載されていますが、当該契約を受任する者を記載するとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
146 【様式5】共同企業体に関する協定書	第18条	解散後の瑕疵に対する構成企業の責任	第18条の中に「瑕疵」という表現がございますが、民法改正に伴い「契約不適合」という表現に置き換える方が適切ではないかと考えます。この点について、貴市のご見解をお聞かせいただけますでしょうか。	ご指摘の通りです。「契約不適合」に修正します。
147 【様式13】参考見積書			様式13参考見積書に産業廃棄物処分費用の項目が見当たりません。 予算計上されているのでしょうか。ご教示願います。	項目を追加し、予算計上します。
148 【様式13】参考見積書			今回積算された金抜き設計書の開示をお願いします。	様式1-3の参考見積書を参考にしてください
149 【様式13】参考見積書	大項目I 中項目I-1 通信費		松尾浄化センター 監視カメラ通信回線料に関して、台数及び価格(月額・年額など)資料の開示をお願いします。	年間26万円(税抜)を想定しています。
150 【様式13】参考見積書	大項目I 中項目I-2 通信費		松尾浄化センター 「台帳システムクラウド使用料」に関して、価格(月額・年額など)資料の開示をお願いします。	年間73万円(税抜)を想定しています。